

月報 (令和6年4月号)

いしのまき



みやぎハローワークキャラクター
「ガンちょーさん」

ハローワーク石巻 〒986-0832 石巻市泉町4丁目1-18
(石巻公共職業安定所) TEL 0225-95-0158

○ 一般職業紹介状況（令和6年2月内容）について

【有効求人倍率】

○ 有効求人倍率は1.54倍となり、前年同月差では0.05ポイント下回り、前月差も0.05ポイント下回りました。

【求人のおよす】

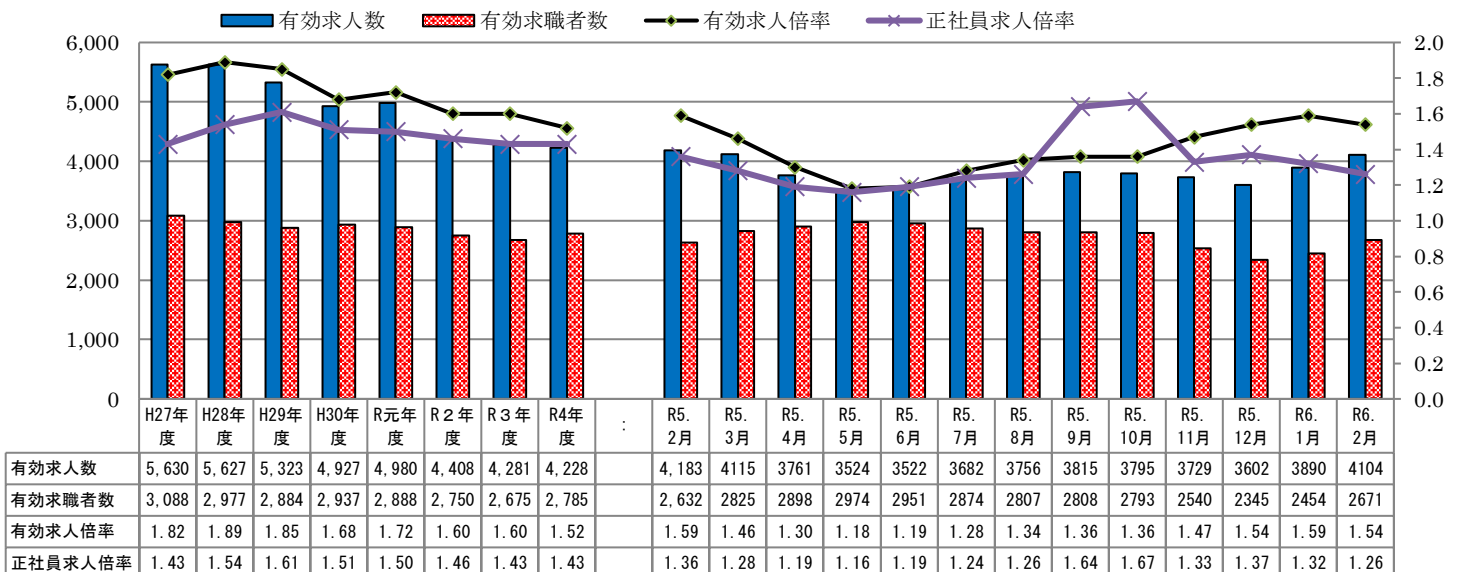
- 新規求人数は1,553人で、前年同月比で2.5%減（前年同月差40人減）、前月比で3.8%減（前月差61人減）となりました。
- 月間有効求人数は4,104人で、前年同月比で1.9%減（前年同月差79人減）、前月比で5.5%増（前月差214人増）となりました。

【求職のおよす】

- 新規求職者数は734人で、前年同月比で0.8%増（前年同月差6人増）、前月比0.3%減（前月差2人増）となりました。
- 月間有効求職者数は2,671人で、前年同月比で1.5%増（前年同月差39人増）、前月比で8.8%増（前月差217人増）となりました。

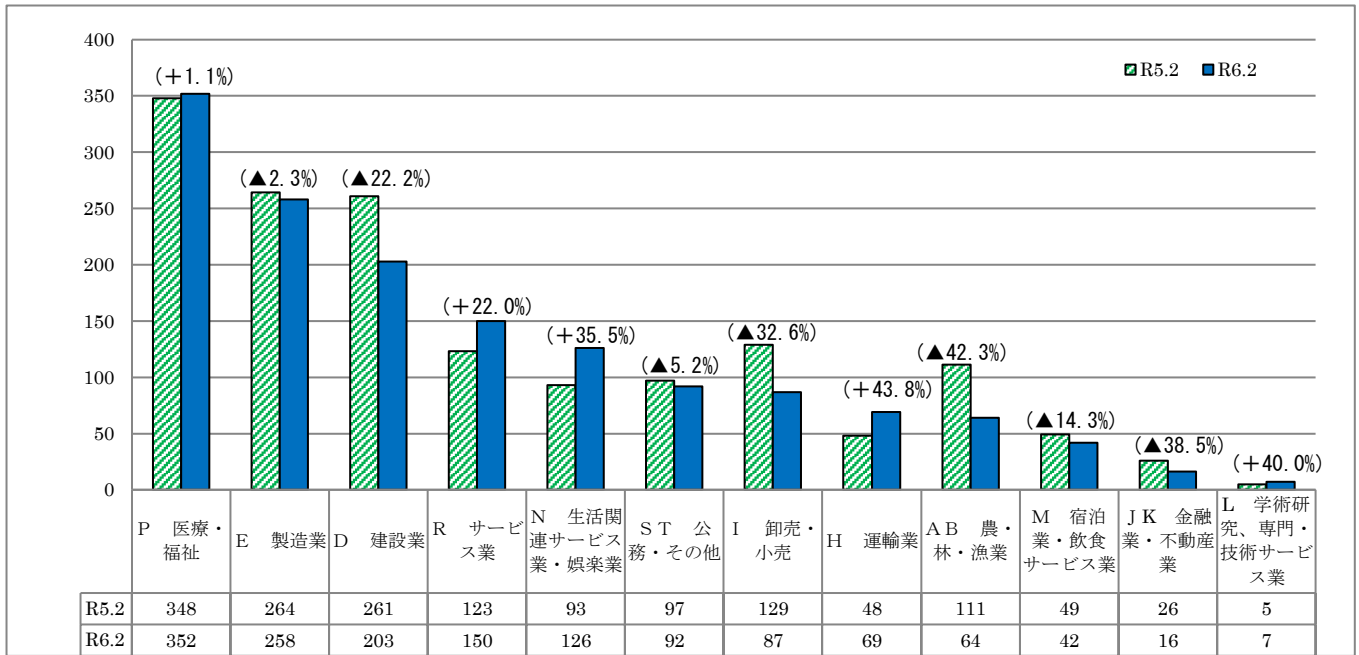
月間有効求職者数を年齢階層別割合で見ると、44歳以下は1,191人で44.6%、45歳以上54歳以下は562人で21.0%、55歳以上は918人で34.4%となっています。

求人・求職の状況



※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

○ 産業別：主な新規求人の状況



○ 一般職業紹介状況（パート含む）

項目	計	男	女	前月比	前年同月比	
新規求人数	1,553	*	*	▲3.8	▲2.5	
月間有効求人数	4,104	*	*	5.5	▲1.9	
新規求職者数	734	288	446	0.3	0.8	
うち雇用保険受給者	113	43	70	▲12.4	▲8.9	
月間有効求職者数	2,671	1,242	1,427	8.8	1.5	
うち雇用保険受給者	845	397	448	▲3.6	11.2	
求人倍率	新規	2.12	*	*	▲0.09 P	▲0.07 P
	有効	1.54	*	*	▲0.05 P	▲0.05 P
紹介件数	900	357	542	15.2	▲16.0	
うち雇用保険受給者	154	70	84	3.4	▲23.4	
就職件数	279	112	166	55.0	6.9	
うち雇用保険受給者	56	26	30	7.7	1.8	
新規就職率	38.0	38.9	37.2	54.6 P	6.0 P	

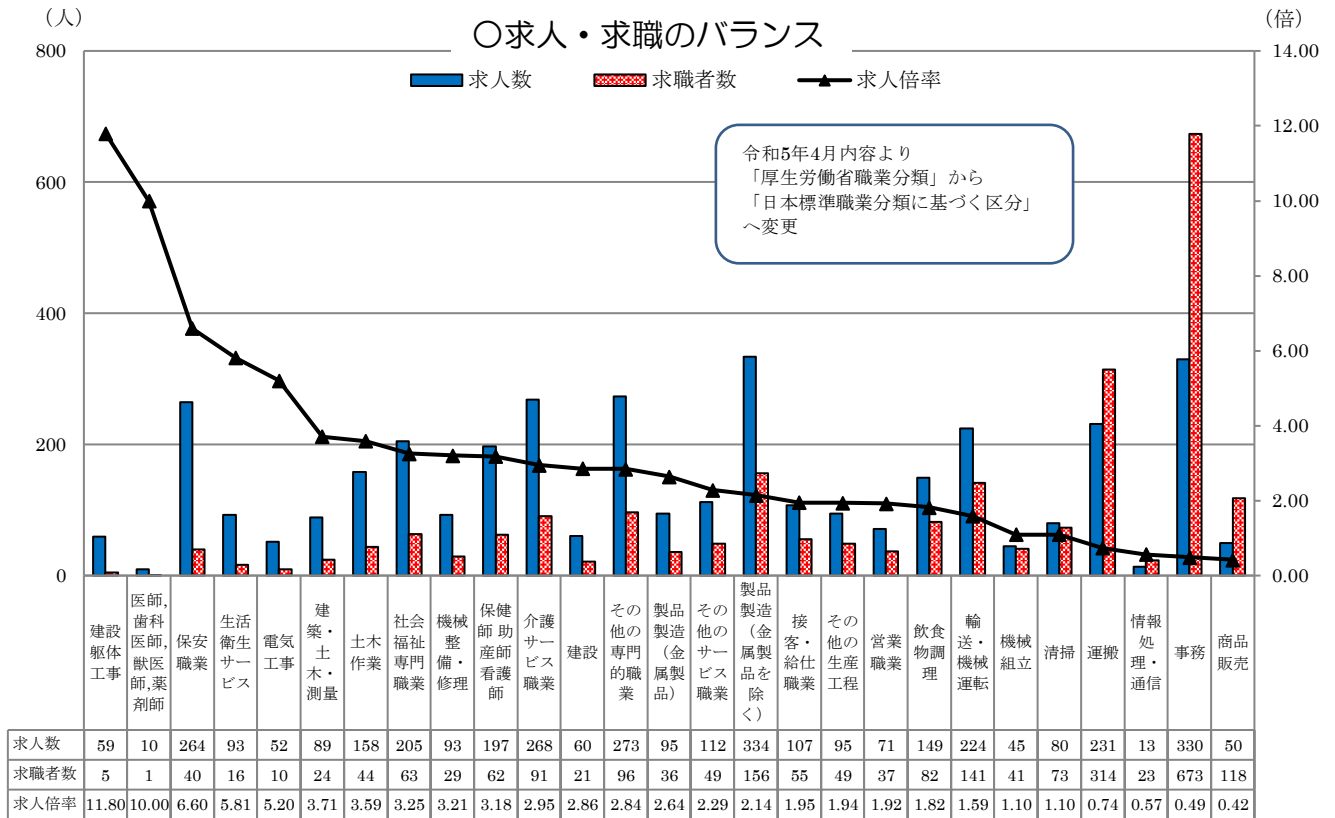
※平成 16 年 11 月から求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は必ずしも一致しない。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和 3 年 9 月以降の数値の取扱いについては、1 頁の（※）を参照。

○ 障害者職業紹介状況

項目	計	身体	知的	精神	その他	前月比	前年同月比
新規求職者数	29	8	2	17	2	3.6	7.4
新規登録者数	13	3	0	9	1	116.6	▲13.3
就職件数	13	3	1	9	0	30.0	160
月末現在有効求職者数	280	82	39	136	23	1.4	▲27.0

※ その他は、発達、難病、高次脳機能障害等



※ パートを含み、臨時を除く常用
 ※求人倍率は、求職者一人当たりの求人募集数。

○ 雇用保険取扱状況

		計	男	女	前月比	前年同月比
事業所関係	新規適用事業所数	3	*	*	▲50.0	▲66.7
	廃止事業所数	5	*	*	66.7	▲44.4
	月末現在事業所数	4,042	*	*	▲2.3	▲0.05
被保険者関係	資格取得者数	466	255	211	▲0.9	▲0.2
	資格喪失者数	508	263	245	▲1.2	▲17.3
	離職票交付件数	319	*	*	▲20.8	4.9
	月末現在被保険者数	44,672	25369	19303	▲1.1	▲0.1
給付金関係	受給資格決定数	161	61	100	2.5	▲1.8
	一般給付受給者数	624	289	335	▲3.7	20.7
	一般給付金額(千円)	70,305	37,306	32,998	▲23.9	21.0
	個別延長給付受給者数	0	0	0	-	-
	個別延長給付金額	0	0	0	-	-

※金額は千円未満を四捨五入しているため、計で若干の誤差を生じる場合がある。

☆電子申請アドバイザーのご案内

労働保険関係の届出、申請には電子申請が便利！

電子申請を使うと、ハローワークに出向くことなく、オンラインでお手続きが可能です。

石巻所では月に一回、電子申請アドバイザーを招き、事業所様向けにご相談を受け付けています。

○ 4月・5月の電子申請アドバイザー出張相談日は・・・**4月9日(火)・5月14日(火)**です。

※会場は、ハローワーク石巻3階会議室となります。9:00~16:00の間の30分程度を予定しております。
 ※参加希望の場合は、雇用保険適用窓口にご連絡ください。TEL: 0225-95-0158(21#)

求人企業の皆さま



2024（令和6）年4月1日施行 改正職業安定法施行規則

募集時などに明示すべき労働条件が追加されます！

2024年4月から、労働者の募集や職業紹介事業者への求人の申込みの際、明示しなければならない労働条件が追加されます。（※労働基準法に基づく労働契約締結時の明示義務と同様の改正）

追加される明示事項

求職者等に対して明示しなければならない労働条件に、以下の事項が追加されました。

- ① 従事すべき業務の変更の範囲※
- ② 就業場所の変更の範囲※
- ③ 有期労働契約を更新する場合の基準（通算契約期間または更新回数の上限を含む）

※ 「変更の範囲」とは、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲のことをいいます。

最低限明示しなければならない労働条件 今回の改正で追加される明示事項

記載が必要な項目	記載例
業務内容	(雇入れ直後) 一般事務 (変更の範囲) ●●事務 …①
契約期間	期間の定めあり（2024年4月1日～2025年3月31日） 契約の更新 有（●●により判断する） 更新上限 有（通算契約期間の上限 ●年/更新回数の上限 ●回） …③
試用期間	試用期間あり（3か月）
就業場所	(雇入れ直後) 東京本社 (変更の範囲) ●●支社 …②
就業時間	9:30～18:30
休憩時間	12:00～13:00
休日	土日、祝日（年末年始を含む）
時間外労働	あり（月平均20時間） 裁量労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要です。 例：企画業務型裁量労働制により、●時間働いたものとみなされます。
賃金	月給 25万円（ただし、試用期間中は月給20万円） 時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度（いわゆる「固定残業代」）を採用する場合は、以下のような記載が必要です。 (1) 基本給 ●●円 ((2)の手当を除く額) (2) ■■手当（時間外労働の有無に関わらず、●時間分の時間外手当として▲▲円を支給） (3) ×時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
受動喫煙防止措置	屋内禁煙
募集者の氏名または名称	〇〇株式会社
(派遣労働者として雇用する場合のみ)	(「雇用形態：派遣労働者」というように派遣労働者として雇用することを示すことが必要です。)

※ 募集広告などの労働者の募集に関する情報を提供する場合は、掲載した時点を示すなど、正確かつ最新の内容に保つ義務があります。

LL050628 需02